



# 宮 崎 県 公 報

平成24年12月13日 (木曜日) 第 2446 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更…………… (自然環境課) 1
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 1
- 自動車専用道路の指定…………… ( “ ) 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 2

### 公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告 (2件) …… (税務課) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出 (5件) … (商業支援課) 2
- 土地改良区の解散…………… (農村整備課) 6
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令…………… (管理課) 6
- 県立高等学校校務支援システム構築業務に係る  
企画提案競技の実施…………… (教育庁) 6
- 公安委員会規則**
- 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規  
則…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 856号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第 283号) 第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名 称	所在地		
後 藤 千 佳	独立行政法人国立病院機構宮崎病院	川南町	小児科	平成24年12月1日
中 西 千 尋	串間市民病院	串間市	内科	平成24年12月1日
貝 田 智 子	医療法人明和会宮田眼科病院	都城市	眼科	平成24年12月1日
山 田 強 一	延岡リハビリテーション病院	延岡市	リハビリテーション科	平成24年12月1日
高 橋 恒 太	延岡リハビリテーション病院	延岡市	内科・リハビリテーション科	平成24年12月1日
岡 村 武 志	岡村クリニ	串間市	整形外科	平成24年12

	ック		・リハビリテーション科	月1日
上 通 一 師	医療法人文誠会百瀬病院	日南市	整形外科	平成24年12月1日
山 内 正 倫	やまうち泌尿器科内科	日向市	泌尿器科 ・内科	平成24年12月1日

### 宮崎県告示第 857号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第33条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 串間市大字崎田字永田3234- 1
  - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第 858号

道路法 (昭和27年法律第 180号) 第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年12月13日から平成24年12月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)
367	県道	中村木 崎線	宮崎市大字 恒久字上代 1527番1地 先から同市 同大字同字 1542番2地 先まで	旧	12.8～ 28.3	138.0
				新	14.1～ 32.1	138.0

宮崎県告示第 859号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、平成24年12月13日から平成24年12月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

道路の 種類	路線名	区 間	敷地の 幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定する 期日
県道	須美江 インタ ー線	延岡市須美 江町1082番 1地先から 同市同町10 90番13地先 まで	8.5 ～ 121.0	576.0	平成24年 12月15日

宮崎県告示第 860号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 一ヶ岡第一

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱13号を順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 する 土 地
1	延岡市松原4丁目8847-3
2	〃 南一ヶ岡6丁目7-150
3	〃 〃 〃 〃
4	〃 〃 〃 7-180

5	〃 〃 〃 〃
6	〃 〃 〃 〃
7	〃 〃 〃 7-179
8	〃 〃 〃 7-177
9	〃 〃 〃 〃
10	〃 〃 〃 〃
11	〃 松原4丁目8847-5
12	〃 〃 8847-9
13	〃 〃 8847-10

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類  
1000ℓ券1枚  
200ℓ券2枚
- 用途  
農業等
- 記号及び番号  
1000ℓ券J 3200288  
200ℓ券H 3202030～H 3202031
- 有効期間  
平成24年4月1日から平成24年12月20日まで
- 免税証に記載した販売店の名称  
カメダ石油株式会社 都原SS
- 紛失年月日  
平成24年11月1日

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第76条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 免税証の種類  
200ℓ券2枚
- 用途  
農業等
- 記号及び番号  
200ℓ券H 2202724～H 2202725
- 有効期間  
平成24年6月20日から平成25年6月19日まで
- 免税証に記載した販売店の名称  
はまゆう農業協同組合南郷給油所
- 紛失年月日  
平成24年11月17日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店  
延岡市川原崎町 257 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健  
東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) ドラッグコスモス川原崎店  
(変更後) ドラッグコスモス川原崎店・小川商店
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号  
株式会社小川商店 代表取締役 小川祐二  
延岡市北浦町古江2523-6
- 4 変更の年月日  
平成24年9月20日
- 5 変更する理由  
店舗の名称変更及び新たな小売業の出店のため
- 6 届出年月日  
平成24年11月30日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年4月15日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年4月15日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト宮崎東店  
宮崎市新別府町麓 358番地 1 外
  - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫  
福井県福井市新保町2字3番
  - 3 変更した事項
    - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋昇一  
福井県福井市新保町2字3番  
(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫  
福井県福井市新保町2字3番
    - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋昇一  
福井県福井市新保町2字3番  
(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫  
福井県福井市新保町2字3番
  - 4 変更の年月日  
平成24年10月1日
  - 5 変更した理由  
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
  - 6 届出年月日  
平成24年12月5日
  - 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
    - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
    - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年4月15日まで
  - 8 意見書の提出先及び期間
    - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
    - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年4月15日まで
  - 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。
- 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。
- なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。
- 平成24年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
100満ボルト都城店  
都城市吉尾町6099 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫  
福井県福井市新保町 2 字 3 番
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋昇一  
福井県福井市新保町 2 字 3 番  
(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫  
福井県福井市新保町 2 字 3 番
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 株式会社サンキュー 代表取締役 岡嶋昇一  
福井県福井市新保町 2 字 3 番  
(変更後) 株式会社サンキュー 代表取締役 三嶋恒夫  
福井県福井市新保町 2 字 3 番
- 4 変更の年月日  
平成24年10月 1 日
- 5 変更した理由  
設置者及び小売業者の代表者に変更があったため
- 6 届出年月日  
平成24年12月 5 日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年 4 月15日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年 4 月15日まで
- 9 意見書の記載事項  
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。  
  
大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から 4 月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。  
平成24年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス川原崎店・小川商店  
延岡市川原崎町 257 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ダイワロイヤル株式会社 代表取締役 原田健  
東京都千代田区飯田橋三丁目13番 1 号
- 3 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
    - ① 駐輪場の位置及び収容台数  
(変更前) A 棟西側（駐輪場No.1） 12台  
(変更後) A 棟南東側（駐輪場No.1） 12台
    - ② 荷さばき施設の位置及び面積  
(変更前) A 棟西側（荷さばき施設No.1） 24.0㎡  
(変更後) A 棟南西側（荷さばき施設No.1） 24.0㎡  
B 棟南東側（荷さばき施設No.2） 25.0㎡  
合計 49.0㎡
    - ③ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
(変更前) A 棟内西側（廃棄物等保管施設No.1） 13.3㎡  
(変更後) A 棟内南西側（廃棄物等保管施設No.1） 14.5㎡  
B 棟北東側（廃棄物等保管施設No.2） 2.4㎡  
合計 16.9㎡
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 株式会社コスモス薬品  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後 9 時  
(変更後) 株式会社コスモス薬品  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後 9 時  
株式会社小川商店  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後 9 時
- 4 変更する年月日  
平成25年 7 月31日
- 5 変更する理由  
新たな小売業者の出店のため
- 6 届出年月日  
平成24年11月30日
- 7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所  
宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年 4 月15日まで
- 8 意見書の提出先及び期間
  - (1) 提出先  
宮崎県商工観光労働部商業支援課
  - (2) 期間  
平成24年12月13日から平成25年 4 月15日まで
- 9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）テックランド延岡店・明林堂延岡店・BOOKOFF PLUS FC延岡平原店・ほっともっと延岡平原店  
延岡市平原町五丁目1492番8号 外5筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 1,204㎡

（変更後） 4,241㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 駐車場の位置及び収容台数

（変更前）建物敷地内 178台

（変更後）建物敷地内 185台

② 駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）B棟建物北西側（駐輪場No.1） 20台

C棟建物北西側（駐輪場No.2） 10台

C棟建物西側（駐輪場No.3） 20台

合計 50台

（変更後）B棟建物北西側（駐輪場No.1） 20台

C棟建物北西側（駐輪場No.2） 10台

C棟建物西側（駐輪場No.3） 20台

A棟建部下（駐輪場No.4） 42台

合計 92台

③ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）B棟建物北西側（荷さばき施設No.1） 18.0㎡

C棟建物北西側（荷さばき施設No.2） 18.0㎡

D棟建物北側（荷さばき施設No.3） 18.0㎡

合計 54.0㎡

（変更後）B棟建物北西側（荷さばき施設No.1） 18.0㎡

C棟建物北西側（荷さばき施設No.2） 18.0㎡

D棟建物北側（荷さばき施設No.3） 18.0㎡

A棟建物南東側（荷さばき施設No.4） 31.5㎡

合計 85.5㎡

④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）B棟建物南東側（廃棄物等保管施設No.1） 3.38㎡

C棟建物北東側（廃棄物等保管施設No.2） 4.20㎡

D棟建物東側（廃棄物等保管施設No.3） 1.56㎡

合計 9.14㎡

（変更後）B棟建物南東側（廃棄物等保管施設No.1） 3.38㎡

C棟建物北東側（廃棄物等保管施設No.2） 4.20㎡

D棟建物東側（廃棄物等保管施設No.3） 1.56㎡

A棟建物南東側（廃棄物等保管施設No.4） 21.52㎡

合計

30.66㎡

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社明林堂

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

有限会社M. I. P

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後11時

株式会社ブレナス

24時間

（変更後）株式会社ヤマダ電機

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

株式会社明林堂

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

有限会社M. I. P

開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後11時

株式会社ブレナス

24時間

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）建物敷地西側、北西側及び南西側 5箇所

（変更後）建物敷地西側、北西側及び南西側 3箇所

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）荷さばき施設No.1 午前8時～午後10時

荷さばき施設No.2 午前8時～午後10時

荷さばき施設No.3 午前6時～午後10時

（変更後）荷さばき施設No.1 午前8時～午後10時

荷さばき施設No.2 午前8時～午後10時

荷さばき施設No.3 午前6時～午後10時

荷さばき施設No.4 午前8時～午後10時

3 変更する年月日

(1) 平成24年12月5日（駐車場の自動車の出入口の数及び位置）

(2) 平成25年8月5日（駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数、荷さばき施設の位置及び面積、廃棄物等の保管施設の位置及び容量、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯）

4 上記2の変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

日高勝三郎

延岡市北浦町三川内 678番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田昇

群馬県高崎市栄町1番1号

株式会社明林堂 代表取締役 宮脇範次

大分県別府市山の手町15番15号

有限会社M. I. P 代表取締役 都原清次

宮崎市神宮一丁目 262番地

株式会社プレナス 代表取締役 塩井辰男  
福岡県福岡市博多区上牟田 1 丁目19番21号

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
24時間

5 届出年月日

平成24年12月 4 日

6 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成24年12月13日から平成25年 4 月15日まで

7 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商業支援課

(2) 期間

平成24年12月13日から平成25年 4 月15日まで

8 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第67条第 1 項第 1 号の規定により、多良田土地改良区（延岡市）が解散した。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 処分をした年月日

平成24年12月 4 日

2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号

稲元建設株式会社

宮崎県都城市山田町山田3330－ 1

宮崎県知事許可（特－22）第 638号

3 処分を受けた者の代表者の氏名

稲元 由紀夫

4 処分の内容

平成24年12月19日から平成25年 1 月17日までの30日間、建設業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。

注 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

5 処分の原因となった事実

稲元建設株式会社が、平成23年 5 月31日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の意向契約書を用いて意向事実のない技術職員を意向者と偽り、当該虚偽申請に基づいて評価を得た総

合評定値通知書を公共工事の発注者に提出して入札参加資格申請を行ったことは、建設業法第28条第 1 項第 2 号に該当する。

県立高等学校校務支援システム構築業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成24年12月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 企画提案競技に付する事項

(1) 業務件名 県立高等学校校務支援システム構築業務

(2) 業務内容 県立高等学校校務支援システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 委託期間 契約締結の日から平成26年 1 月31日（金）まで

2 企画提案競技に参加する者に必要な資格

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 業務委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行できるものであること。

(2) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者

(3) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）第 2 条に規定する入札参加資格を有する者のうち、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が電算業務のもの

(4) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱第 9 条に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に協議等に対応できる体制を整えていること。

(6) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受付業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がいないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当

宮崎市橋通東 1 丁目 9 番10号

郵便番号 880－8502 電話番号0985（44）2601

(2) 期間 平成24年12月13日から平成25年 1 月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

4 県立高等学校校務支援システム構築業務委託企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書の配付場所及び配付期間

(1) 場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当

(2) 期間 平成24年12月13日から平成25年 1 月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 企画提案競技事前説明会の場所、日時等

(1) 場所 宮崎県庁 4 号館 2 階 教育共用会議室

(2) 日時 平成24年12月21日午後 2 時から

6 企画提案参加申込書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当  
 (2) 提出期限 平成24年12月27日午後5時  
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 7 参加資格の喪失  
 最優秀提案者の選定までに、2に掲げる要件を満たさなくなった場合又は提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、参加資格を失うものとする。
- 8 企画提案書の提出場所、提出期限及び提出方法  
 (1) 提出場所 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当  
 (2) 提出期限 平成25年1月21日午後5時  
 (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては書留郵便に限る。）により提出すること。
- 9 業務委託予定事業者の選定方法  
 企画提案書等の書類をもとに、別に設置する審査委員会を経て、業務委託予定事業者を選定するものとする。
- 10 契約に関する事務を担当する部局等  
 宮崎県教育庁学校政策課学校教育計画担当  
 宮崎市橋通東1丁目9番10号  
 郵便番号 880-8502 電話番号0985(44)2601
- 11 企画提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- 12 その他  
 (1) この企画提案競技による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。  
 (3) 企画提案書の作成、提出等に係る費用は、企画提案競技に参加する者の負担とする。  
 (4) その他この企画提案競技に関する詳細は、実施要領による。
- 13 Summary  
 (1) Nature and quantity of the service required:school affairs assistance system  
 (2) Time limit for tender: 5:00p.m, 21 January, 2013  
 (3) Contact point for the notice: Education policy division of Miyazaki Prefectural Board of Education, 1-9-10 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City, 880-8502 Japan.  
 TEL: 0985-44-2601

## 公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
 平成24年12月13日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

### 宮崎県公安委員会規則第7号

#### 宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																		
<p>(高速道路交通警察隊長の権限)            第12条の2 法第114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（東九州自動車道の門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間を除く。）に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p>	<p>(高速道路交通警察隊長の権限)            第12条の2 法第114条の3の規定に基づき、法の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道（東九州自動車道の須美江インターチェンジから北川インターチェンジまでの間及び門川インターチェンジから日向インターチェンジまでの間を除く。）に係るものは、警察本部高速道路交通警察隊長に行わせる。</p>																																		
<p>別表第3（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州縦貫自動車道（宮崎線）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4853番2先から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲2381番1先まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道10号（延岡道路）</td> <td>延岡市天下町497番二から延岡市伊形町2137番まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	[略]		九州縦貫自動車道（宮崎線）	[略]	[略]		東九州自動車道	児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4853番2先から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲2381番1先まで	[略]		一般国道10号（延岡道路）	延岡市天下町497番二から延岡市伊形町2137番まで	[略]		<p>別表第3（第10条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>九州縦貫自動車道（宮崎線）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>延岡市須美江町1090番2から延岡市北川町長井字上迫5575番1まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番2から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲2381番1先まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般国道10号（延岡道路）</td> <td>延岡市北川町長井字上迫5575番1から延岡市伊形町2137番まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区 間	[略]		九州縦貫自動車道（宮崎線）	[略]	東九州自動車道	延岡市須美江町1090番2から延岡市北川町長井字上迫5575番1まで	[略]		東九州自動車道	児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番2から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲2381番1先まで	[略]		一般国道10号（延岡道路）	延岡市北川町長井字上迫5575番1から延岡市伊形町2137番まで	[略]	
路線名	区 間																																		
[略]																																			
九州縦貫自動車道（宮崎線）	[略]																																		
[略]																																			
東九州自動車道	児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4853番2先から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲2381番1先まで																																		
[略]																																			
一般国道10号（延岡道路）	延岡市天下町497番二から延岡市伊形町2137番まで																																		
[略]																																			
路線名	区 間																																		
[略]																																			
九州縦貫自動車道（宮崎線）	[略]																																		
東九州自動車道	延岡市須美江町1090番2から延岡市北川町長井字上迫5575番1まで																																		
[略]																																			
東九州自動車道	児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番2から宮崎市清武町今泉字穴ヶ迫甲2381番1先まで																																		
[略]																																			
一般国道10号（延岡道路）	延岡市北川町長井字上迫5575番1から延岡市伊形町2137番まで																																		
[略]																																			

附 則

この規則は、平成24年12月15日から施行する。ただし、別表第3の改正規定中「児湯郡高鍋町大字上江字五郎丸河原4853番2先」を「児湯郡都農町大字川北字湯牟田6001番2」に改める部分は、同月22日から施行する。